

平成27年 第11回教育委員会 会議録

日 時	平成27年11月16日（月） 午前10時～11時5分
場 所	向日市役所 第6会議室
出席委員	永野教育長、前田委員、白幡委員、松本委員、流石委員
欠席委員	なし
事 務 局	教育部長、教育総務課長、学校教育課長、中央公民館長、学校教育課担当課長2名、学校教育課主幹2名、教育総務課係長、教育総務課主査
議 題	委員会諸報告
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	本日は、まず委員会諸報告について報告を願う。
事務局	— 向日市中央公民館への指定管理者制度の導入について — 平成15年に地方自治法の一部改正により、これまでは公の施設の管理運営の委託先は地方公共団体の出資法人などに限定されていたが、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上や経費の縮減を図り、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため指定管理者制度が創設された。 本市では平成16年に策定した「指定管理者制度導入指針」において、すべての公の施設について指定管理者制度を検討し、その結果平成18年度から、市民温水プール、健康増進センター、市民体育館、福祉会館の4施設において指定管理者制度を導入し管理運営を行っている。 中央公民館の指定管理者制度については、中央公民館は市民会館との複合施設であるので、市民会館の指定管理者制度の導入も併せて実施することになる。今回の導入にあたり、期待できる効果としては、休館日である月曜日と祝日を開館することにより、年間を通して施設を利用していただけるようになり、利用者の利便性の向上を図ることができる。さらに、柔軟な発想による魅力ある講座や教室、行事の開催など利用促進に向けた事業展開が期待できると考えている。 導入については、平成28年度からの開始を目指しており、12月議会に向日市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を提出する予定である。 また、今回の導入については社会教育委員の会議を11月4日に開催しご意見を伺った。導入にあたり、社会教育主事などの専門職員の配置や中央公民館が実施している講座等の事業がしっかりと実施されるよう協定書や仕様書等に明記するとともに、教育委員会も計画段階で指定管理者と

	一緒に検討したいと考えている。 また、パブリックコメントを10月15日から11月13日まで行い、3件のご意見が寄せられた。回答については、ホームページ等で掲載する予定である。 【質疑等】
委員	中央公民館長はどうなるのか。
事務局	館長は指定管理者で設置していただく予定である。
委員	施設の使用許可の基準は、指定管理になっても変わらないか。
事務局	現行どおり変わらない。
委員	サービスの低下につながらないよう、市民ニーズを満たせるような内容の協定を結ぶ必要があると思う。
事務局	指定管理者には、市民ニーズを常に捉え、更に事業の充実を図っていただきたいと思っている。
委員	災害が起こった場合、公民館が避難所としても大きな役割を担ってくると思う。災害時における危機管理や地区公民館との連携など、詳しく協定書やマニュアルに記載されるのか。
事務局	災害時の避難所は、公民館だけでなく体育館や学校もあり、基本的には市で対策本部を設置して連携を図る。また、その対応についても協定書に謳っていきたいと考えている。通常のトラブルも含めた危機管理マニュアルは、指定管理者で準備していただくことになる。
委員	成人式やスピーチ大会など、市が行う行事は今まで減免になっていたが、指定管理後は利用料が発生する可能性はあるか。
事務局	今後検討していくが、当面は、今までと同じように市が直接使用するものに関しては免除とする方向である。
委員	現在市外の方や営利目的で利用するときには、利用料が割増しされているが、これからは指定管理者が決められる事項になるのか。
事務局	利用料については、市長が上限額を決める。

教育長	公民館の指定管理について、京都府内の他団体の状況はどうか。
事務局	現時点では、宮津市、綾部市、久御山町が公民館について指定管理を導入しており、いずれも公益財団法人が指定されている。
委員	現在、市民会館と中央公民館は、それぞれの担当部局が管理しているが、指定管理者制度導入後も同様か。
事務局	今までどおりの部局で管理する。
委員	5年間の指定管理期間の中で、外部評価やアンケートの実施、事業の進捗状況の確認などはされるのか。
事務局	例えば、市民体育館では指定管理者が満足度調査を毎年実施しており、結果についても公表している。中央公民館についても同様に考えている。
教育長	次に、向日市中学校給食検討委員会での審議状況について報告願う。
事務局	― 向日市中学校給食検討委員会での審議状況について ― 第1回向日市中学校給食検討委員会を9月30日に開催し、中学校給食の導入について検討するため、中学校の昼食の在り方に関する事、中学校給食の方式及び導入に関する事、昼食に関するアンケート調査に関する事などについて検討し、教育委員会に報告をすることを目的とした中学校給食検討委員会を設置した。 第1回検討委員会では、委員長及び副委員長の選出を行い、会議の公開について承認をいただいた。 また、事務局から全国及び府内の中学校給食の現状や給食の提供方法、提供形態及び実施方式について説明を行い、さらに、アンケート調査の素案について説明し、委員の方からアンケート調査の内容についてご意見をいただいた。 10月28日に開催した第2回検討委員会では、アンケート調査の内容について最終確認をしていただき、調査対象を小学校4から6年生とその保護者、中学校1年生から3年生と中学校1・2年生の保護者及び中学校教職員とすることになった。 現在、アンケート調査を児童生徒約3,000名、保護者約2,400名、教職員約100名、合計約5,500名を対象に、11月13日から19日までの期間で実施中である。アンケートの集計は専門業者に依頼し、約1ヶ月程度で結果が報告される予定である。 また、デリバリー方式、自校方式、センター方式、親子方式の全ての実

	施方式について先進地視察を行う予定であり、すでに、11月5日には舞鶴市のデリバリー方式、11月6日には箕面市の自校方式の視察を実施したところである。 今後は、アンケート結果や視察結果も踏まえて検討委員会で検討をいただき、年度内には報告をいただけるよう進めていきたい。 【質疑等】
委員	視察にはどのような方が参加されるのか。
事務局	検討委員会の委員及び事務局、施設に係る営繕課が参加する。 11月5日には5名、11月6日には9名が参加し、11月18日には10名が参加予定である。
委員	アンケートに示されている「弁当給食」と「選択できる昼食」はどう違うのか。
事務局	弁当給食は、全員が同じものを食べる全員喫食方式であり、選択できる昼食は、必要な日にちごとに事前に弁当給食を注文する選択制方式のことである。
事務局	京都府内では、大山崎町や京都市が選択制弁当を実施している。
委員	選択制弁当には、牛乳をつけなくていいのか。
事務局	完全給食という形なら牛乳はつけないといけない。 同じような方式は京都府内でも多くあるが、利用率が低いことが1番の課題になっている。事前の注文が必要になるので、例えば保護者が急にお弁当を作れないというときに対応できない。
委員	調理室で弁当箱に入れる場合は、かなりのスペースが必要ではないか。
事務局	自校方式やセンター方式では、弁当箱に盛りつけるためのスペースの確保が難しく、弁当給食の場合は民間業者の施設で盛り付けることを想定している。 なお、アンケート調査では、小中学校の先生に補足の用語説明文書を配付して、方式の違いなどを子どもたちに詳しく説明いただくようにしている。

事務局	京都府内では舞鶴市が、生徒全員に対して民間業者の弁当給食を実施している。メリットは、教室で配膳する手間が省けること、昼休みの時間を変更せず実施できること、先生の指導面での負担が軽減できることなどである。デメリットは、給食を作ってから食べるまで2時間を超える場合、おかずを10度以下で保冷する必要があるため、おかずが冷たいことである。
委員	配膳が必要な場合は、給食当番も必要になるのか。
事務局	小学校と同じように給食当番が必要になるので、生徒への指導も必要になる。
委員	例えば、センター方式になると用地確保の問題もあると思うが、今後、検討委員会で具体的に検討するのか。また、アンケート結果との関係をどのように考えているのか。
事務局	アンケート結果を踏まえ、検討委員会で学校の現状を示しながら検討いただきたいと思っている。
委員	除去食など食物アレルギーへの対応は、中学校でも必要であり、成長期にある中学生は個人差もあるのでその対応は難しいと思うが、どのように考えているのか。
事務局	食物アレルギーの対応については、小学校では保護者からアレルギーに関して書面で提出していただき、保護者と栄養士が面談して対応を決めている。基本的には除去食での対応となり、中学校においても小学校と同じような給食実施方法ならば、同じような対応になると考えられる。
委員	お弁当を作るのは保護者なので、保護者にアンケートをとることは大事だと思う。
事務局	検討委員会の結論は今年度中を目途にまとめたいと考えている。
教育長	今後は、アンケート調査の集計、視察結果の課題整理についても、逐一、教育委員会に報告をさせていただきながら、進めていきたいと思っている。
教育長	閉会宣言